

町民体育館使用料

(単位:円)

	競技場1面		
	時間数	区分	一時間当たり
9:00~21:00			730
9:00~16:00	7	3, 650	
9:00~21:00	12	7, 300	
照明料(半灯)	1回	1, 100	
照明料(全灯)	1回	2, 200	

※競技場 A面＝東側(ステージ側) ・ B面＝西側(反対側)

	剣道場		
	時間数	区分	一時間当たり
9:00~21:00			360
9:00~16:00	7	1, 800	
9:00~21:00	12	3, 600	

	卓球場(面貸し)		
	時間数	区分	一時間当たり
9:00~21:00			360
9:00~16:00	7	1, 800	
9:00~21:00	12	3, 600	

	卓球場(台貸し)		
	時間数	区分	一時間当たり
9:00~21:00			70
9:00~16:00	7	350	
9:00~21:00	12	700	

※町民体育館卓球場は、卓球台5台常設。

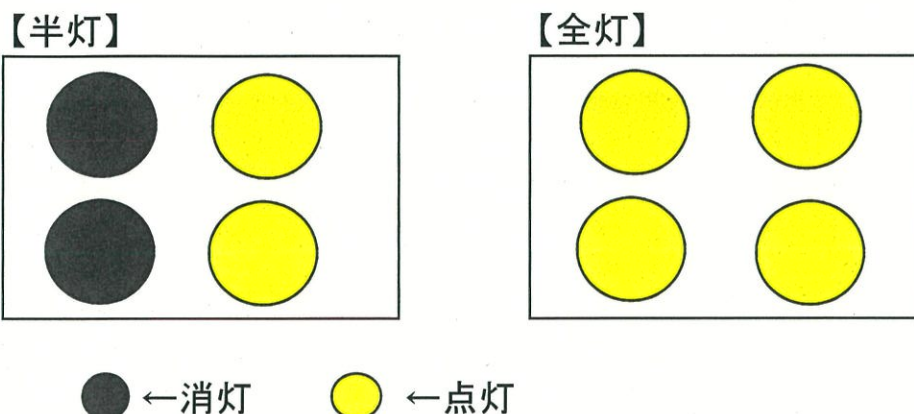
それ以上使用する場合は、必ず申請必要。(ネットは各自で張ること。)

◎区分のない使用時間の使用料については、1時間当たりの金額(この額に10円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)を徴収する。

◎1時間に満たない端数が出た場合は、1時間に繰り上げる。

町民体育館2階競技場の照明について

照明・・・半灯は1基(4球)のうち2球点灯。全灯は4球点灯



【料金の計算方法について】

半灯 1, 100円 (2球点灯)

全灯 2, 200円 (4球点灯)

A面のみを使用で半灯の場合は1, 100円

AB面を使用で半灯の場合は1, 100円×2面で2, 200円

A面のみを使用で全灯の場合は2, 200円

AB面を使用で全灯の場合は2, 200円×2面で4, 400円

〈例〉50%減免団体がA面を19時から21時まで使用した場合

使用料・・・730円×1面×2時間＝1, 460円

1, 460円×50%＝730円

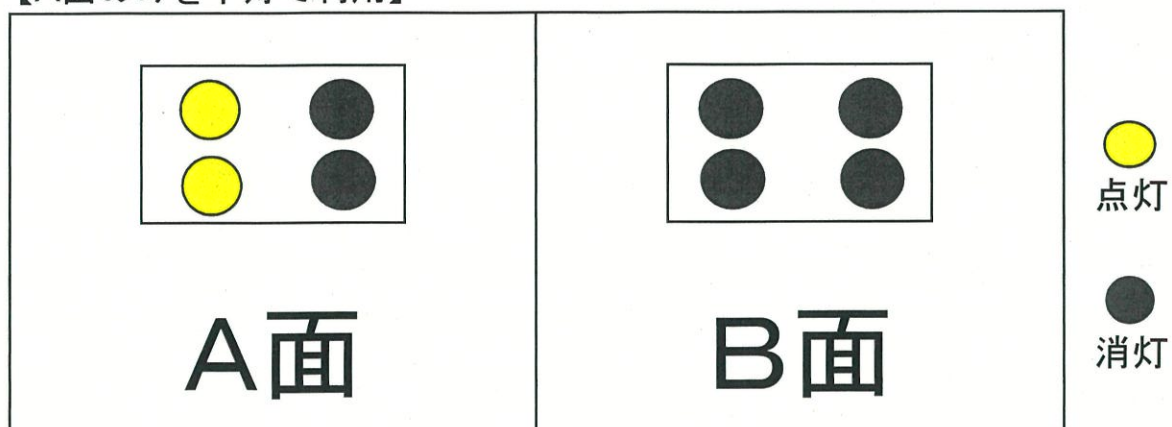
照明料・・・1, 100円(半灯料金)×1回＝1, 100円

使用料730円＋照明料1, 100円＝1, 830円 合計1, 830円

※照明料の減免はなし。ただし以下の団体は100%減免となる。

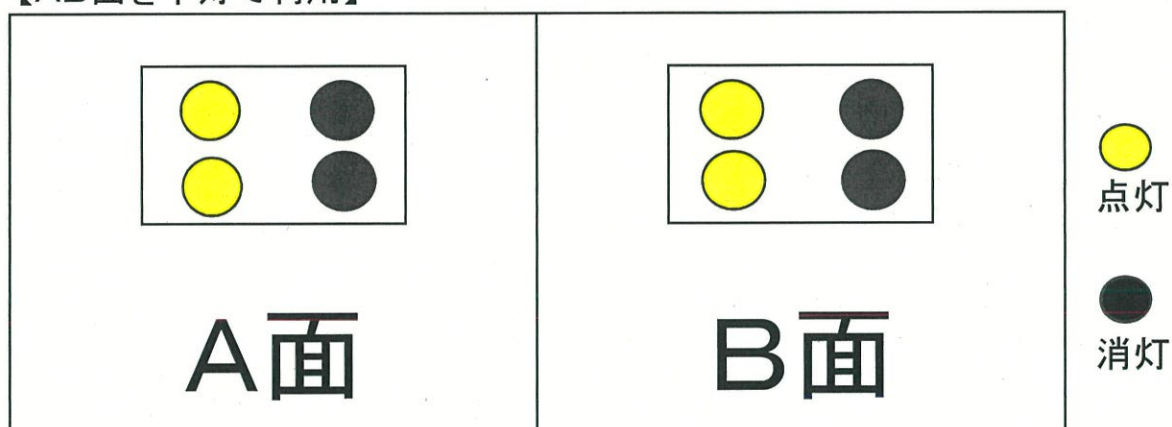
- ・少年団・・・規定の範囲内(週3回1日3時間以内で活動)
- ・中学校部活動・・・規定の範囲内
- ・中学生スクール
- ・ごうどスポーツクラブ: 教室(小中)、

【A面のみを半灯で利用】

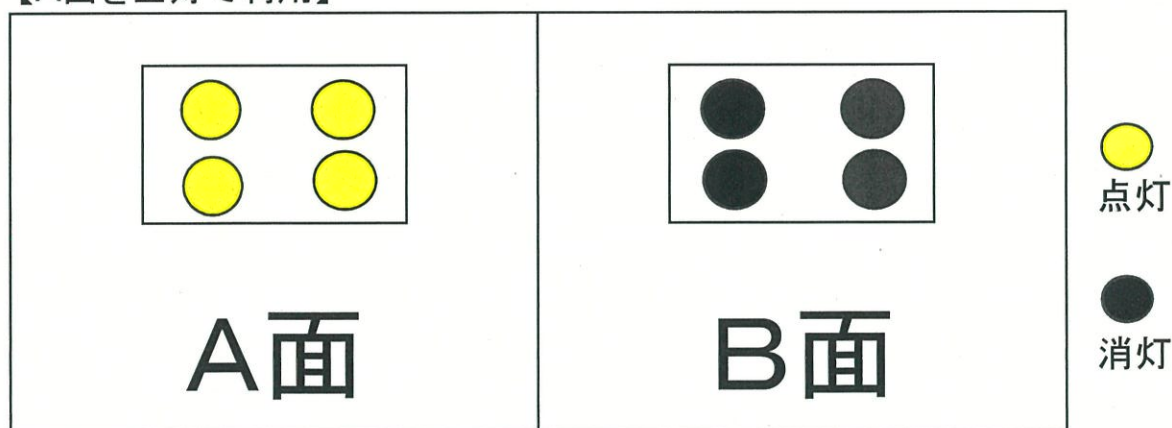


※A面のみ半灯で照明あり。B面は使用団体が居なければ点いていません。

【AB面を半灯で利用】



【A面を全灯で利用】



※A面のみ全灯で照明あり。B面は使用団体が居なければ点いていません。